

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認新潟地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	3 件
厚生年金関係	3 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	4 件
厚生年金関係	4 件

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が主張する平成6年3月22日に厚生年金保険被保険者資格を取得した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対し行ったことが認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については50万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年3月22日から同年4月1日まで

「ねんきん定期便」が送付されたので記録を確認したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間が厚生年金保険被保険者期間となっていないことが分かった。

私が所持している厚生年金基金加入員証には、資格取得日が平成6年3月22日と記載されているので、調査の上、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管する健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書には、申立人の資格取得日は平成6年3月22日と記載されていることが確認できる。

また、申立人が所持するA社における厚生年金基金加入員証及びB団体が保管する厚生年金基金加入員番号払出簿には、加入員資格取得日が平成6年3月22日と記載されていることが確認できる上、同社では、「申立期間当時、社会保険事務所及び厚生年金基金への届出様式は複写式であった。」と回答している。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が厚生年金保険被保険者資格を平成6年3月22日に取得した旨の届出を社会保険事務所に対して行ったと認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、上記決定通知書の記載から、50万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立期間について、事業主は、申立人が主張する標準報酬月額を社会保険事務所（当時）に届け出たものと認められることから、申立期間に係る標準報酬月額を38万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和32年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年7月1日から同年9月1日まで

以前勤務していたA社が加入するB厚生年金基金から、標準報酬月額の記録において、当該基金の記録と国（厚生労働省）の記録とで異なった部分があるとの連絡を受けたので、年金事務所に照会したところ、申立期間については既に訂正可能な期間を経過しており、記録の訂正はできない旨の回答を受け取った。

国（厚生労働省）の記録では、申立期間の標準報酬月額が、基金の記録よりも低額となっているが、申立期間当時の給与明細書を所持しているため、調査の上、標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てており、オンライン記録では、申立期間の標準報酬月額は32万円とされていることが確認できる。

一方、A社が保管する平成15年7月分及び同年8月分の給与支払明細書から、申立人は、申立期間において、標準報酬月額38万円に見合う厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

また、A社が加入するB厚生年金基金が保管する申立人に関する厚生年金基金加入員台帳には、申立期間の標準報酬月額が「平.15.7.1 月変 38万円」と記載されていたことが確認できるところ、同基金は、申立期間当時の標準報酬月額の届出について、「平成15年当時の基金への届出書は、社会保険事務所への届出書との複写式であった。」と回答している。

これらを総合的に判断すると、申立期間について、事業主は、申立人が主張する標準報酬月額を社会保険事務所に届け出たものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間①及び②の標準賞与額に係る記録を150万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 18 年 12 月 22 日
② 平成 19 年 12 月 21 日

「ねんきん定期便」が送付されたので記録を確認したところ、A社で支給された平成18年12月22日及び19年12月21日の賞与に係る記録が無いことが分かった。

調査の上、申立期間の標準賞与額に係る記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管する申立人に係る賃金台帳から、申立人の平成18年冬期賞与(支給日:同年12月22日)及び19年冬期賞与(支給日:同年12月21日)から、それぞれ標準賞与額150万円に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められる。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立人の申立期間に係る標準賞与額に係る届出を行っていないことを認めており、その結果、社会保険事務所(当時)は、当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 40 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 4 月 1 日から同年 9 月 16 日まで

「ねんきん特別便」が送付されたので記録を確認したところ、A社（現在は、B社）に勤務した期間のうち、申立期間が厚生年金保険被保険者期間となっていないことが分かった。

A社には、昭和 63 年 4 月 1 日から勤務していたので、調査の上、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社が保管している賃金台帳から、申立人は、昭和 63 年 4 月 1 日に同社に入社し、申立期間において同社に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、申立人は、申立期間中に給与から控除されていたものについて、「従業員寮の寮費及び食費が控除されていた。」としており、厚生年金保険料が控除されていたとは主張しておらず、上記賃金台帳において、申立人は、昭和 63 年 4 月分から同年 9 月分までの給与から、厚生年金保険料を控除されていないことが確認できる。

また、B社は、「厚生年金保険と厚生年金基金には同じ日に加入する。」と回答しているところ、C団体が保管している「中脱記録照会（回答）」から、申立人は、D厚生年金基金の加入員資格を昭和 63 年 9 月 16 日に取得したことが確認でき、オンライン記録における同社に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日と一致している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間のうち、昭和60年3月26日から同年5月11日までの期間について、申立人は、厚生年金保険の被保険者であったものと認めることはできない。

また、申立人の申立期間のうち、昭和60年5月11日から62年3月2日までの期間について、厚生年金保険の第一種被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年3月26日から62年3月2日まで

「ねんきん定期便」が送付されたので記録を確認したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の一部の期間が厚生年金保険被保険者期間となっておらず、ほかの申立期間については、厚生年金保険被保険者期間とはなっているものの、第四種被保険者期間となっていることが分かった。

私は、昭和60年3月25日にB社を一緒に退職した同僚とともに、A社を設立した。申立期間中は、給料から厚生年金保険料及び健康保険料が控除されていた。

申立期間中の給料明細書等の資料を提出するので、調査の上、厚生年金保険被保険者期間の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間のうち、昭和60年3月26日から同年5月11日までの期間について、申立人は、「60年3月25日にB社を一緒に退職した同僚二人とともに、A社を設立した。」と申し立てしているところ、A社の代表取締役は、「申立人は申立期間において取締役として勤務していた。」と証言している上、申立人が所持する給料支払明細書において、申立期間に係る厚生年金保険料が給与から控除されていたことが確認できる。

しかしながら、オンライン記録から、A社は昭和62年3月2日に適用事業所となっており、当該期間当時は適用事業所ではなかったことが確認できる上、申立人を始めとする当時の同社の役員3人はいずれも、「申立期間当時は、役員3人のみの会社であった。」と証言していることから、当該期間

当時、同社は厚生年金保険の適用事業所としての要件を満たしていなかったものと認められる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、当該期間は申立人が厚生年金保険の被保険者となることができない期間であったことから、申立人は、昭和 60 年 3 月 26 日から同年 5 月 11 日までの期間において、厚生年金保険の被保険者であったものと認めることはできない。

2 申立期間のうち、昭和 60 年 5 月 11 日から 62 年 3 月 2 日までの期間について、オンライン記録から、申立人は、第四種被保険者として厚生年金保険に加入していたことが確認できるところ、申立人が所持する C 社会保険事務所長（当時）発行の「厚生年金保険第四種被保険者資格取得申出の受理について」には、申立人が 60 年 5 月 11 日に第四種被保険者資格を取得したことが記載されている上、申立人に係る被保険者原票においても、当該期間中、申立人が第四種被保険者であったことが記載されている。

また、上記代表取締役は、「会社設立当時は様々な手続きをした。その中で、申立人の希望によって健康保険の加入手続きをした記憶もある。その際に、申立人の厚生年金保険の加入手続きをしたのかもしれない。申立人が当該期間中に第四種被保険者として厚生年金保険に加入していたとの記録が残っているのであれば、税理士に依頼してそのような手続きを行ったと思う。」と回答している。

なお、第四種被保険者として厚生年金保険に加入する場合、被保険者自身が通常の事業主負担分を含め、厚生年金保険料の全額を負担することとなる。オンライン記録から確認できる当該期間中の標準報酬月額額は 17 万円であるが、申立人が所持する昭和 60 年 5 月分から 62 年 2 月分の給与明細書において控除されている厚生年金保険料及び健康保険料はいずれも、標準報酬月額 17 万円に基づく各保険料の半額であることが確認できることから、A 社は、上記のとおり、62 年 3 月 2 日に適用事業所となるまで、申立人を第一種被保険者とすることができなかったために、第四種被保険者としての加入手続きを行い、申立人の給与からは第一種被保険者負担分相当額のみを控除し、残りの保険料は同社が負担して、社会保険事務所（当時）に納付していたことがうかがえる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の第一種被保険者として、昭和 60 年 5 月 11 日から 62 年 3 月 2 日までの期間について厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年7月1日から28年12月1日まで
年金裁定請求のときに、厚生年金保険被保険者期間を確認したところ、申立期間が厚生年金保険被保険者期間となっていない旨の回答を受け取った。
今回、「ねんきん定期便」が送付されたので記録を確認したところ、やはり申立期間は厚生年金保険被保険者期間となっていなかった。
申立期間は間違い無くA社（現在は、B社C工場）に勤務していたので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「申立期間中は、D県立E高等学校の夜間部に通学しながら、A社のF部に勤務していた。」と申し立てしているところ、オンライン記録から、申立期間当時、A社において厚生年金保険に加入していたことが確認できる元従業員の一人は、「部署は違っていたが申立人は、A社に勤務していた。」と証言していることから、期間は特定できないものの、申立人が同社に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、B社C工場は、「昭和27年当時の人事資料等の一部は残っているが、申立人に係る資料は保管していない。」と回答していることから、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除等の状況について、確認することができない。

また、申立人は、「臨時社員として勤務していた。」と申し立てしているところ、A社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿から、申立期間当時、厚生年金保険に加入していたことが確認できる元従業員のうち、「自分は臨時社員として入社した。」と証言した元従業員は11人で、このうちの2人は、「入社日と厚生年金保険の加入日は一致しており、臨時社員としての期間中も厚生

年金保険に加入していた。」と証言している一方で、残りの9人は、「入社日と厚生年金保険の加入日は一致しておらず、臨時社員として勤務した期間中は厚生年金保険に加入していなかった。」と証言していることから、申立期間当時、同社では臨時社員を必ずしも厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがえる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 7 月 1 日から 53 年 4 月 1 日まで

「ねんきん定期便」が送付されたので記録を確認したところ、申立期間が厚生年金保険被保険者期間になっていないことが分かった。

申立期間は、A社に勤務し、厚生年金保険料が給与から控除されていたと記憶しているので、調査の上、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「申立期間は、A社に勤務していた。」としているところ、雇用保険被保険者記録により、申立人は、申立期間において、以前はB事業所という名称であったことがあるC社で雇用保険に加入していたことが確認できる。また、同社の事業主は、「申立人は、父が個人で経営していた当時のB事業所に勤務していた。」と証言していることから、申立人が、申立期間においてB事業所に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、オンライン記録において、D県E市に所在するA社又はB事業所という名称の厚生年金保険適用事業所は確認できない上、C社の事業主は、「B事業所は厚生年金保険には加入していなかった。」と証言しており、C社が適用事業所となったのは平成8年10月1日で、申立期間当時は適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、上記事業主は、「当時の資料を保管していない。」と回答していることから、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除等の状況について確認することができない。

さらに、申立人は、申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていた具体的な記憶が無く、申立期間に係る厚生年金保険料が控除

されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事業は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていることを認めることはできない。